平成28年3月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議 案)

- 1 茨木市有功者を定めることについて
- 2 茨木市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 3 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について
- 4 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市行政不服審査会条例の制定について
- 7 茨木市行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 8 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 9 茨木市市税条例の一部改正について
- 10 茨木市障害支援区分等認定審査会条例の一部改正について
- 11 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 12 茨木市立老人デイサービスセンター条例の一部改正について
- 13 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 14 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 15 茨木市新堂二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 16 茨木市建築審査会条例の一部改正について
- 17 茨木市手数料条例の一部改正について
- 18 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 19 金融機関の指定について

- 20 平成27年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第4号)
- 21 平成27年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)
- 22 平成27年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 23 平成27年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 24 平成27年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 25 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算(第2号)
- 26 平成27年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算(第1号)
- 27 平成 28 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 28 平成28年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 29 平成28年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 30 平成28年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 31 平成28年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 32 平成28年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 33 平成28年度大阪府茨木市水道事業会計予算

諮問第1号 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

○ 前委員 平野 誠子

(平成27年8月31日退任に伴う新たな委員の推薦)

- 任 期 法務大臣委嘱日より3年
- 選任予定者

議案第4号 茨木市有功者を定めることについて

- 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案
- や ぎ しょう じ ○ 前茨木市教育長 八 木 章 治
- 在任期間 茨木市教育長 平成20年2月1日~平成28年1月31日 (8年)

議案第5号 | 茨木市職員の退職管理に関する条例の制定について

- 地方公務員法の改正に伴う条例の制定
 - ・主な内容
 - ①再就職者による働きかけの規制

離職日の5年前より前に部長・課長相当職に就いていた再就職者(営利企業等に再就職 した元職員)に対し、離職後2年間在職していた組織等の役職員に対して契約事務等の 職務上の行為への働きかけを禁止する。

- ②任命権者への再就職情報の届出 元職員(部長・課長相当職)に対し、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合に再 就職情報を任命権者に届け出ることを義務付ける。
- ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第6号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

- ○地方公務員法等の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を目的に人事評価制度の実施が法に規定されたこと等に伴う関係条例の改正

- ・関係条例の改正
 - ①茨木市職員の分限に関する条例 「勤務評定」を「人事評価」に改正
 - ②茨木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 公表項目の勤務評定を削除し、人事評価及び退職管理等を追加
 - ③一般職の職員の給与に関する条例 職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準を「等級別基準職務表」として規定
 - ④茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 引用する法律の項ずれに伴う改正
- ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第7号

茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について

- 非常勤職員の職及び報酬額の追加並びに廃止に伴う所要の改正
 - 改正内容
 - ①新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額
 - ・審査会等の委員

 行政不服審査会委員
 日額
 9,000 円

 空家等対策協議会委員
 日額
 9,000 円

 : 党勘嘱託員等

• 非常勤嘱託員等

行政不服審理員 日額 20,000円 生活保護精神科医療扶助審査医 月額 19,000円 認知症初期集中支援チーム専門医 月額 25,000円 理学療法士 月額 273,300 円 十地家屋調查士 月額 249,000 円 交通安全教育推進員 月額 206,000 円 中学校区ブロック連携支援教員 日額 9,180円 中学校生徒指導支援教員 日額 12,040 円 小中学校専門支援員 日額 5,600円 学校図書館支援員 日額 4,000円

- ②廃止する非常勤職員の職 交通安全教育指導員
- ・施行日 平成28年4月1日

議案第8号

茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

- ○地方公務員災害補償法施行令の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①傷病補償年金及び休業補償において、それぞれ同一の事由により厚生年金保険法の障害 厚生年金等が併給される場合の調整率を変更(0.86→0.88)
 - ②共済年金制度を厚生年金保険制度に統一する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(一元化法)」の施行に伴う関連規定の整備
 - ・施 行 日 平成28年4月1日

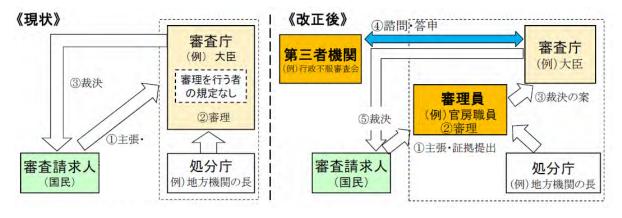
議案第9号

茨木市行政不服審査会条例の制定について

- 行政不服審査法の改正に伴う条例の制定
 - ・主な内容

審査請求に対する審査庁の判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続が導入 されたことに伴い、茨木市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を規定

- ①所掌事務 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項
- ②組織 委員5人
- ③委員の任期 3年
- ·施 行 日 平成28年4月1日



議案第10号

茨木市行政不服審査関係手数料条例の制定について

- 行政不服審査法の改正に伴う条例の制定
 - ・主な内容

審理員等に提出された書類等の写しの交付請求が可能になったことに伴い、手数料の額等

①手数料を徴収する事務、区分及び額

行政不服審查法関係手数料

写しの交付

白黒:10円、カラー:20円

- ②徴収の時期
- ③手数料の環付
- ④手数料の減免
- ⑤不正の行為により手数料の徴収を免れた者への過料
- ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第 11 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

- 行政不服審査法の改正に伴う所要の改正
 - 主な改正内容
 - ・関係条例の改正
 - ①茨木市情報公開条例及び茨木市個人情報保護条例
 - 「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に変更
 - イ 審理員による審理手続の適用除外
 - ウ 審査会へ資料等の提出があったときに、その写しを他の審査請求人等に送付
 - エ 情報公開審査会の委員が、守秘義務違反をした場合の罰則を規定

不服申立ての手続が審査請求に一元化されたこと等に伴う関係条例の改正

②茨木市職員基本条例

「不服申立て」を「審査請求」に変更

- ③茨木市消防団員等公務災害補償条例
 - 「異議申立」を「審査請求」に変更
- ④茨木市行政手続条例

文言の整理

- ⑤茨木市職員退職手当条例 引用条項番号の変更
- ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第12号

茨木市市税条例の一部改正について

- 地方税法等の改正等に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①換価(差押えた財産の処分)の猶予と徴収の猶予制度について、地方税法等の改正を受け、申請の手続や分割納付の方法等について規定
 - ア 職権による換価の猶予の手続等
 - イ 申請による換価の猶予の申請手続等
 - ウ 徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法
 - エ 徴収猶予の申請手続等
 - オ 担保を徴する必要がない場合(100万円以下、3か月以内である場合)
 - ②特別土地保有税の減免に係る「個人番号」の記載を不要とする
 - ・施 行 日 ①平成28年4月1日②公布の日

議案第13号

茨木市障害支援区分等認定審査会条例の一部改正について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴う所要の 改正
 - ・主な改正内容 障害支援区分等認定審査会の委員の任期を3年とする。
 - ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第14号

茨木市介護保険条例の一部改正について

- 介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容 介護認定審査会の委員の任期を3年とする。
 - ·施 行 日 平成28年4月1日

議案第15号

茨木市立老人デイサービスセンター条例の一部改正について 17 頁参照

- 介護保険法の一部改正により介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴う所要 の改正
 - ・主な改正内容
 - ①デイサービスセンターが行う事業の規定に、介護予防・日常生活支援総合事業の第 1号通所事業(通所介護)を追加
 - ②利用者の範囲の規定を改正 予防給付の「通所の介護予防サービス費等の支給対象者」を介護予防・日常生活支援 総合事業の「第1号通所事業に係る第1号事業支給費(通所介護支給費)の支給対象者」 に改める。
 - ③利用料金の規定を改正
 - ア 介護予防通所介護に係る介護予防サービス費等の支給を受ける者の利用料金の規 定を削除
 - イ 第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受ける者の利用料金の規定を追
 - ウ 実費徴収(食材料費等)に係る規定のうち、介護予防通所介護に係る介護予防サー ビス費等についての利用料金の規定を削除し、第1号通所事業に係る第1号事業支 給費についての利用料金の規定を追加
 - ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第16号

茨木市国民健康保険条例の一部改正について

18 頁参照

- 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容
 - ①国民健康保険料賦課限度額の改正

賦課限度額の引き上げにより、高所得者層により多く負担してもらい、低・中間所得者 の負担を軽減

基礎賦課限度額

520,000 円 → 540,000 円

後期高齢者支援金等賦課限度額 170,000 円 → 190,000 円

②低所得者に係る保険料軽減の改正

低所得者に対する保険料5割及び2割軽減の対象世帯を拡大

ア 5割軽減の拡大 … 軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を、現在の26万円から26.5万円に変更し、所得基準額を引き上げる。

イ 2割軽減の拡大 … 軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数 に乗じる金額を、現在の47万円から48万円に変更し、所得 基準額を引き上げる。

・施 行 日 平成28年4月1日

議案第17号

茨木市附属機関設置条例の一部改正について

- 附属機関の新設に伴う所要の改正
 - 新たに設置する附属機関 茨木市空家等対策協議会
 - ア 所掌事務

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「空家等対策計画」の作成及び変更 等に関する事務

- イ 構成員
 - 11人以内(市長、市民、市議会から推薦された市議会委員、学識経験者等)
- ウ 任期2年
- ·施 行 日 平成28年4月1日

議案第 18 号

茨木市新堂二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の制定について 19 頁参照

- 区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の 確保を図る。
 - ・主な内容
 - ①適用の区域・・・・新堂二丁目地区地区計画の区域内
 - ②用途の制限・・・・[沿道エリア]

(建築できない建築物) ア 一戸建ての住宅

- イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ウ キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
- エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車 券売場その他これらに類するもの
- オ 卸売市場、火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の 処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃 棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の 事業の用に供するものを含む。) の用途に供するもの
- カ コンクリートプラント又はクラッシャープラント

「住宅エリア

(建築できる建築物)

- ア 一戸建ての住宅 イ 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げるもの
- ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- エ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準 法施行令第130条の5の3に掲げるもので、その用途に供する部分の 床面積の合計が500平方メートル以内のもの
- オ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- カ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- キ 診療所及び診療所兼用住宅(患者の収容施設があるものを除く。)
- ク 集会所(近隣住民の集会の用に供するものに限る。)
- ケ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの
- ③建築物の緑化率の最低限度・・・10分の2以上
- ④罰則・・・用途に違反した場合 500,000円以下の罰金 緑化率に違反した場合 300,000円以下の罰金
- ・施 行 日 公布の日

議案第19号

茨木市建築審査会条例の一部改正について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容 建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会委員の任期を2年とする。
 - ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第 20 号

茨木市手数料条例の一部改正について

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正等に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①長期優良住宅の認定申請について、既存住宅の増改築についても認定申請ができること となったため、長期優良住宅建築等計画の認定申請をする際の手数料を新たに規定
 - ②建築物のエネルギー消費性能等の認定申請に係る手数料を新たに規定
 - ア 誘導基準に適合することにより容積率の緩和を受けることができる場合、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請をする際の手数料
 - イ 省エネ基準に適合することによりその旨の表示ができる場合、建築物のエネルギー 消費性能の認定申請をする際の手数料
 - ③低炭素住宅の認定申請等について、認定基準となる省エネルギー性能の評価手法が②の 改正により変更されたこと等から、低炭素建築物新築等計画の認定申請をする際に要す る手数料を改正
 - ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第21号 | 茨木市火災予防条例の一部改正について

- 総務省令(対象火気省令)の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容

火気を使用する設備及び機器等の離隔距離(可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全 な距離)に関する規定を追加

- ①グリドル付こんろ
- ②入力値が 5.8 k W以下 (1口あたりの入力値が 3.3 k W以下) である電磁誘導加熱 式調理器(IH調理器)
- ・施 行 日 平成28年4月1日

議案第 22 号

金融機関の指定について

- 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定
 - ·平成28年度 株式会社 三菱東京UFJ銀行
 - ・平成29年度 株式会社 りそな銀行

議室第 23 号 平成 27 年度大阪府茨太市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第23号 平成27年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第4号)	
○ 補正額 △841,665 千円 (補正後 87,775,747 千円 - 補正前 88,617,41	2 千円)
(歳 入) ・市税 450,000 千円 ・地方譲与税 20,000 千円 ・利子割交付金 △10,000 千円 ・配当割交付金 △30,000 千円 ・株式等譲渡所得割 交付金 100,000 千円 ・地方消費税交付金 906,029 千円 ・自動車取得税交付金 20,000 千円 ・地方交付税 42,124 千円 ・分担金及び負担金 △5,214 千円 ・分担金及び負担金 △5,214 千円 ・使用料及び手数料 △32,766 千円 ・国庫支出金 △990,742 千円 ・府支出金 40,704 千円 ・財産収入 12,407 千円 ・繰入金 △289,547 千円 ・諸収入 8,040 千円 ・市債 △1,082,700 千円	.7 千円 .7 千円 51 千円 7 千円
 ・継続費補正 (変更)(仮称)JR総持寺駅周辺整備事業 (変更)茨木松ヶ本線整備事業 (変更)山麓線整備事業(その2) △9,925千円 	年割額変更 年割額変更 年割額変更
・繰越明許費補正 (追加) 提案公募型公益活動補助事業 (追加) 連携マッチングボード作成事業 (追加) 情報セキュリティ強化対策事業 (追加) 年金生活者等支援臨時福祉給付金・臨時福祉給付金給付事業 (追加) 年金生活者等支援臨時福祉給付金・臨時福祉給付金給付事業 (追加) 高齢者活動支援センター理グ構築事業 (追加) 高齢者支え合いネットワク構築事業 (追加) いきいきを交流広場活動支援事業 (追加) 子ども・子所等建設補助事業 (追加) 児童扶養手当システム構築事業 (追加) 児童扶養手当システム構築事業 (追加) 別業支援事業 (追加) 創業支援事業 (追加) 産学連携スタートアップ支援事業 (追加) 産学連携スタートアップ支援事業 (追加) 産学連携交流促進事業 (追加) 医急茨木市駅西口駅前周辺整備事業 (追加) 政急茨木市駅西口駅前周辺整備事業 (追加) 公納稚園就園奨励費補助金システム改修事業 (追加) 小学校営繕事業(補助分) (追加) 中学校営繕事業(補助分)	900 千円 1,728 千円 52,873 千円 67,800 千円 98,502 千円 32,100 千円 1,109 千円 18,462 千円 2,484 千円 567,113 千円 25,225 千円 4,000 千円 9,903 千円 12,000 千円 9,080 千円 4,550 千円 4,877 千円 202,186 千円 337,943 千円
・債務負担行為補正 (変更)通学路見守り用カメラ設置事業 180,000 千円 →75,930 千円 (変更)私立保育所等建設補助事業	限度額変更 期間変更

議案第24号 ▼成27年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 1,719 千円 (補正後 5,333,803 千円 - 補正前 5,332,084 千円)

(歳 入)

(歳 出)

·財産収入 1,719 千円

・諸支出金・繰出金1,376 千円・繰出金343 千円

343 千円

議案第25号 │平成27年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 189,444 千円 (補正後 34,492,328 千円 - 補正前 34,302,884 千円)

(歳 入)

・国庫支出金 △3,409 千円

(歳 出)

• 総務費

△11,936 千円

前期高齢者交付金 △84,709 千円

・後期高齢者支援金等 5,736 千円

• 府支出金

43,595 千円 88,092 千円

・繰入金・繰越金 繰越金

145,875 千円

前期高齢者納付金等 338 千円
 ・介護納付金 △2,918 千円
 ・保健事業費 △31,016 千円

・諸支出金

229, 240 千円

議案第 26 号

平成 27 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 \triangle 68,684 千円 (補正後 3,309,980 千円 — 補正前 3,378,664 千円)

(歳 入)

(歳 出)

·後期高齢者医療保険料 △47,009 千円 ·総務費

△28,684 千円

・繰入金

△22,657 千円 ・後期高齢者医療広域連合納付金

•諸収入

982 千円

△40,000 千円

議案第 27 号

平成27年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○ 補正額 △146, 265 千円 (補正後 15, 827, 176 千円 - 補正前 15, 973, 441 千円)

(歳 入)

(歳 出)

・介護保険料

△33, 135 千円

• 総務費

△12,454 千円

• 繰入金

・基金積立金

83,171 千円

· 繰越金

△5,099 千円 ・基金積立金 39,499 千円 ・諸支出金

△30,500 千円

・諸収入

70 千円

議案第28号 ▼成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算(第2号)

- 〇 収益的収支
 - ・収入 39,469 千円(補正後7,286,643 千円-補正前7,247,174 千円)
 - ・支出 30,748 千円 (補正後 6,668,005 千円-補正前 6,637,257 千円)
- 資本的収支
 - ・収入 △821,805 千円(補正後 2,519,380 千円−補正前 3,341,185 千円)
 - 支出 △699,924 千円(補正後 4,753,319 千円−補正前 5,453,243 千円)
- 〇 特例的収支
 - ・収入 431,533 千円(補正後 963,605 千円-補正前 532,072 千円)
 - ・支出 △2,000 千円 (補正後 530,072 千円 − 補正前 532,072 千円)

議案第 29 号

平成27年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算(第1号)

- 〇 収益的収支
 - ・収入 40,600 千円(補正後 5,626,478 千円-補正前 5,585,878 千円)
 - ・支出 △40,300 千円(補正後 5,114,273 千円−補正前 5,154,573 千円)
- 資本的収支
 - ・収入 △81,590 千円 (補正後 198,814 千円 補正前 280,404 千円)
 - ・支出 △140,337 千円 (補正後 1,895,496 千円 補正前 2,035,833 千円)

議案第 30 号

平成 28 年度大阪府茨木市一般会計予算

○ 予算総額 86,500,000 千円(対前年度比 1.6%減)

平成27年度(当初)87,900,000千円

議案第31号 | 平成28年度大阪府茨木市財産区特別会計予算

○ 予算総額 5, 250, 135 千円(対前年度比 1.5%減)

平成27年度(当初) 5,332,084千円

議案第32号 平成28年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算

○ 予算総額 34,450,082 千円(対前年度比 0.4%増) 平成27年度(当初)34,302,884千円

議案第33号 | 平成28年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算

○ 予算総額 3,384,594 千円(対前年度比 0.2%増) 平成27年度(当初)3,378,664千円

議案第34号

平成28年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算

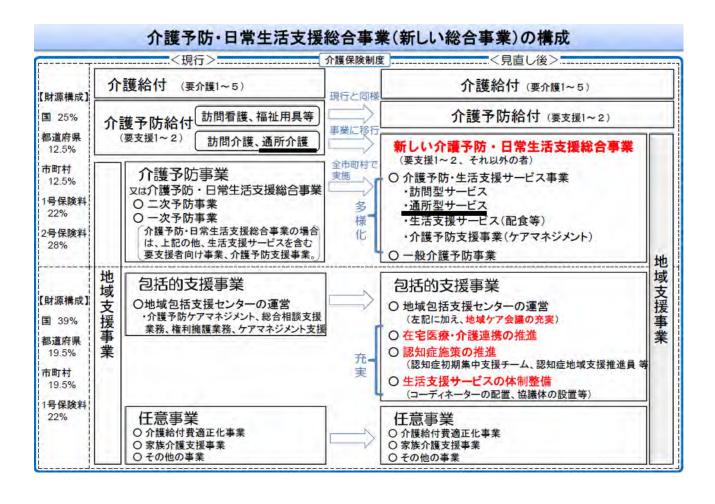
○ 予算総額 16,963,456 千円(対前年度比 6.3%増) 平成27年度(当初) 15,965,222千円

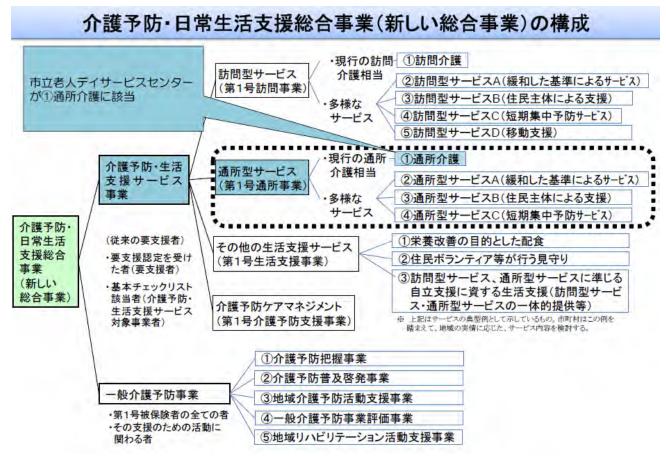
議案第35号 平成28年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算

○ 予算総額 11,636,959 千円(対前年度比 3.8%減) 平成27年度(当初)12,091,593千円

議案第 36 号 平成 28 年度大阪府茨木市水道事業会計予算

○ 予算総額 8,581,453 千円(対前年度比 19.3%増) 平成27年度(当初)7,190,406千円

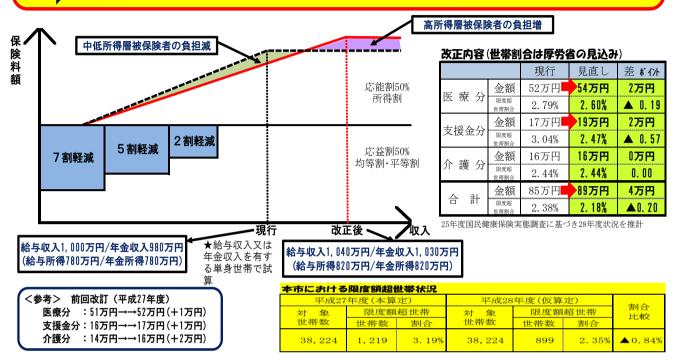




国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

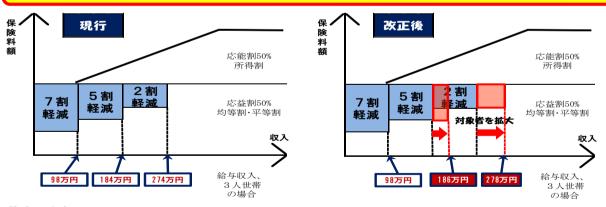
医療保険の保険料に係る国民の負担の公平の確保のため、国民健康保険料の賦課限度額について、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近付くよう段階的に賦課限度額を引き上げる。 (被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%となるよう法定されている)

▶賦課限度額の引き上げにより、高所得層により多く負担してもらい、低・中間所得層の負担を軽減する。



国民健康保険料の低所得者の保険料軽減措置の拡充

低所得者に対する保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減措置を拡充する ことで低所得層の負担を軽減する



<改定の内容>

① 2割軽減の拡大 ··· 軽減対象となる所得基準額の引き上げ (現行) 基準額 : 33万円+47万円×被保険者数

現行) 基準額 : 33万円+<u>47万円</u>×被保険者数 (例 給与収入 <u>約274万円</u>、3人世帯)

② 5割軽減の拡大 … 軽減対象となる所得基準額の引き上げ

(現行) 基準額 : 33万円+**26万円**×被保険者数

(例給与収入 約184万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 : 33万円+48万円×被保険者数

(例 給与収入 <u>約278万円</u>、3人世帯)

※本市の対象者予測 3,759世帯 →→ 3,879世帯 (+120世帯)

(改正後) 基準額 : 33万円+26.5万円× 被保険者数

(例 給与収入 <u>約186万円</u>、3人世帯)

※本市の対象者予測 4,075世帯 →→ 4,144世帯 (+69世帯)

※後期高齢者医療制度についても同様の見直しを行うが、大阪府後期高齢者医療広域連合における条例改正で対応するため、本市条例の改正は行わない。

市立東雲中学校 新堂二丁目 新 堂 般 丁目 府 鳥 餇 田 凡例 地区計画及び地区整備計画の区域 ::::::::: 沿道エリア

新堂二丁目地区地区計画 計画図

平成27年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 入)

	1			
款	予算額	左の	内 訳	備考
лус	7 升 顷	特定財源	一般財源	VHI 22
1市 税	450,000		450,000	補正後予算額 44,530,000 個人市民税 340,719 固定資産税 151,905 市たばこ税 77,806 法人市民税 △122,225
2地方譲与税	20,000		20,000	自動車重量譲与税 20,000
3 利 子 割 交 付 金	△ 10,000		△ 10,000	
4配当割交付金	△ 30,000		△ 30,000	
5 株 式 等 譲 渡 所得割交付金	100,000		100,000	
6地方消費税交付金	906,029		906,029	
8 自動車取得税交付金	20,000		20,000	
10 地 方 交 付 税	42,124		42,124	普通交付税
12 分 担 金 及 び 負 担 金	△ 5 , 214	△ 5,214		私立保育所利用者負担額 △12,966 公立保育所保育料滞納繰越分 10,262
13 使 用 料及び手数料	△ 32,766	△ 29,871	△ 2,895	学童保育利用料 △10,325 公立保育所利用者負担額 △ 7,528
14 国 庫 支 出 金	△ 990,742	△ 990,742		社会資本整備総合交付金(道路·街路等) △890,179 保育所等整備交付金 △320,528 子ども・子育て支援交付金 122,584
15 府 支 出 金	40,704	41,610	△ 906	子ども・子育て支援交付金122,584保険基盤安定負担金(国保)56,182放課後児童健全育成運営費補助金△119,579
16 財 産 収 入	12,407	△ 1,740	14,147	不動産売払収入 基金利子・株式配当金 △1,740
18 繰 入 金	△ 289,547	△ 289,890	343	福祉事業推進基金繰入金 △160,000 社会教育施設整備基金繰入金 △130,000
20 諸 収 入	8,040	△ 128,182	136,222	ダム関連道路整備負担金 △68,200 後期高齢者広域連合精算金 68,913
21 市 債	△ 1,082,700	△ 760,700	△ 322,000	建設債 △760,700(当初分△1,196,800、補正分436,100) 臨時財政対策債 △322,000
補 正 額 A	△ 841,665	△ 2,164,729	1,323,064	
補正前の予算額 B	88,617,412	32,131,424	56,485,988	
補正後の予算額 A+B	87,775,747	29,966,695	57,809,052	

平成27年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 出) (単位:千円・%)

						(1 1 1 1 1 1	. 111 /0/
款	予 算 額	消 人 件 費	物件費	技 助 費	費 補助費等	投 資 的 経 費	その他の 経 費
01 議 会 費	△ 3,751	△ 1,382		N 97 A			
02 総 務 費	188,138	41,842	△ 39,976		38,938	47,384	99,950
03 民 生 費	△ 427,391	△ 22,626	60,005	△ 59,435	△ 81,835	△ 383,686	60,186
04 衛 生 費	△ 65,647	△ 14,255	△ 46,522		△ 67,763	△ 37,107	100,000
05 労 働 費	△ 7,905	△ 49	△ 762		△ 7,094		
06農林水産業費	△ 22,364	△ 4,128	△ 10,634		△ 4,243	△ 3,359	
07 商 工 費	△ 7,606	△ 3,737	567		△ 4,436		
08 土 木 費	△ 1,333,731	△ 10,837	△ 31,847		△ 14,139	△ 1,377,018	100,110
09 消 防 費	△ 21,134	△ 1,727	△ 11,546		△ 728	△ 7,133	
10 教 育 費	744,517	△ 32,749	△ 73,933	△ 24,782	△ 44,461	920,442	
12 公 債 費	△ 114,215						△ 114,215
13 諸 支 出 金	229,424						229,424
補 正 額 A	△ 841,665	△ 49,648	△ 157,017	△ 84,217	△ 185,761	△ 840,477	475,455
補正前の予算額 B	88,617,412	14,505,858	15,823,606	25,032,474	7,457,124	11,205,073	14,593,277
補正後の予算額 A+B	87,775,747	14,456,210	15,666,589	24,948,257	7,271,363	10,364,596	15,068,732

平成27年度3月補正予算の内容について

1 基本方針

国の補助金等を活用し、学校施設の改修や情報セキュリティ対策の強化等を実施すると ともに、市税や地方消費税交付金の追加及び事業完了に伴う精算により生じる財源を年度 末までに不足する保育所等の施設型給付費の追加や学校施設用地の取得に活用するほか、 将来の財政負担を考慮し、基金の積立てや市債発行の抑制を行う。

また、国の補正予算等に伴う事業等について繰越明許費を設定するとともに、契約完了等に伴い継続費や債務負担行為の変更を行う。

2 主な内容

(1)国・府の補助金を活用する事業

_				_	望位:十円)
	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ß	 5災対策		67,800	43,000	24,800
	一時避難地の防災 機能強化 【繰越明許費】 【 ^{危機管理課} 】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、一時避難地に指定している都市公園の防災機能を強化するため、マンホール防災トイレ、かまどベンチ等を3か所整備する。 <水尾公園・沢良宜公園・島ふれあい公園>	67,800	43,000	24,800
情	青報セキュリティ対策の	強化	52,873	25,050	27,823
	情報セキュリティ 対策の強化 【繰越明許費】 【情報システム課】	国の補正予算に伴う補助金を活用し、マイナンバーを活用するオンライン情報等のセキュリティ対策を強化するため、インターネット接続環境の分離等を行う。	52,873	25,050	27,823
九	女課後児童の健全育成		4,060	3,506	554
	民間学童保育事業 補助の充実 【学童保育課】	国の補助要綱改正に伴い、放課後児童健全育成事業を行 う民間事業者 (2カ所) に対する補助を拡充する。	4,060	3,506	554
E	寫時福祉給付金		98,502	98,502	
	年金生活者等支援 臨時福祉給付金及 び臨時福祉給付金 【繰越明許費】 【福祉政策課】	平成28年度に年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金の支給が実施されることに伴う事務を業務委託する。	98,502	98,502	

(単位:千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校施設の改修		540,129	497,223	42,906
小学校営繕事業 (補助分) 【繰越明許費】 【施設課】	国の補助金の追加内示に伴い、小学校の大規模改造工事 (外壁改修・屋上防水)を行うとともに、屋内運動場の 天井改修を行う。 大規模改造:白川小・西小・西河原小、 屋内運動場:葦原小	202,186	189,880	12,306
中学校営繕事業 (補助分) 【繰越明許費】 【施設課】	国の補助金の追加内示に伴い、中学校の大規模改造工事 (外壁改修・屋上防水)等を行う。 大規模改造:東雲中・北陵中・太田中、 内装改修:南中	337,943	307,343	30,600
地方創生加速化交付金	の活用	81,172	80,000	1,172
地方創生加速化交付金の活用 【繰越明許費】 【29頁参照】 【交付金:政策企画課】	一億総活躍社会の実現に向け創設された地方創生加速化 交付金を活用し、「若者雇用対策」として「チャレンジ 応援プロジェクト」を、「生涯活躍のまち」として「シ ニアの居場所と出番創出プロジェクト」を立案し、各事 業を実施する。	81,172	80,000	1,172

(2) 国の子育て支援充実に伴うシステム改修等

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
多子世帯の負担軽減		32,586	3,680	28,906
子ども・子育て支援システムの改修 【繰越明許費】 【保育幼稚園課】	多子世帯への保育所、幼稚園等の利用料負担の軽減に伴い、年齢要件等が変更されることから、システムを改修する。	2,484	1,242	1,242
私立幼稚園就園奨 励費補助金システ ムの改修 【繰越明許費】 【保育幼稚園課】	多子世帯への幼稚園の利用料負担の軽減に伴い、年齢要件等が変更されることから、システムを改修する。	4,877	2,438	2,439
児童扶養手当システムの構築 【繰越明許費】 【こども政策課】	ひとり親家庭の多子世帯への支援拡充に伴う加算額の変 更等にあわせ、新たなシステムを構築する。	25,225		25,225

(3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ßi	章害児·保育等支援		351,398	178,637	172,761
	障害児通所給付費 の追加 【子育て支援課】	放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業の利用数 の増に伴い、扶助費を追加する。	65,000	48,750	16,250
	私立保育所等の施 設型給付費の追加 【保育幼稚園課】	保育の質の改善や人事院勧告に伴う公定価格 (運営費) の増額等に伴い、施設型給付費負担金を追加する。	282,933	129,887	153,046
	私立幼稚園等在籍 園児保護者補助金 の追加 【保育幼稚園課】	補助対象者数の増に伴い、私立幼稚園等在籍園児保護者補助金を追加する。	3,465		3,465

(4) 学校用地の取得

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ė	学校用地取得		493,140		493,140
	春日小学校用地の 取得 【施設課】	学校用地として活用するため、土地開発公社保有地の買 戻しを行う。	493,140		493,140

(5) 将来に向けた財政健全化の取組み

(単位:千円)

	事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
į	基金の充実		800,000		800,000
	文化施設建設基金 等の積立て 【文化振興課、環境事 業課、市街地新生課、 財政課】	将来の財政負担等に備え、特定目的基金及び財政調整基金への積立てを行う。 ・文化施設建設基金 : 100,000 ・衛生処理施設整備等基金 : 100,000 ・駅周辺再整備基金 : 100,000 ・財政調整基金 : 500,000	800,000		800,000

(6)継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

事業	内 容 等	事業費
継続費		△ 9,925
(仮称) JR総持 寺駅周辺整備事業 【道路交通課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 【期間】平成27年度~平成28年度 補正前 150,000【年割額】(H27)90,000 (H28)60,000 補正後 150,000【年割額】(H27)75,180 (H28)74,820	
茨木松ヶ本線整備 事業 【道路交通課】	契約確定に伴い年割額を変更する。 【期間】平成27年度~平成29年度 補正前 550,000【年割額】 (H27)200,000 (H28)100,000 (H29)250,000 補正後 550,000【年割額】 (H27)177,390 (H28) 88,690 (H29)283,920	_
山麓線整備事業 (その2) 【道路交通課】	事業完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成26年度~平成27年度 補正前 223,000【年割額】(H26)89,200 (H27)133,800 補正後 213,075【年割額】(H26)89,200 (H27)123,875	\triangle 9,925
繰越明許費		1,500,645
一時避難地防災機 能強化事業 【危機管理課】	国の補助金を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため <水尾公園・沢良宜公園・島ふれあい公園>	67,800
情報セキュリティ 強化対策事業 【情報システム課】	国の補助金を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	52,873

事 業	内 容 等	事業費
年金生活者等支援 臨時福祉給付金及 び臨時福祉給付金 支給事務事業 【福祉政策課】	平成28年度の事業実施の準備として事業着手が必要であり、年度内に事業が完了しないため。	98,502
私立保育所等建設 補助事業 【保育幼稚園課】	工事内容等の協議調整に時間を要し、年度内に事業が完 了しないため。	567,113
子ども・子育て支 援システム改修事 業 【保育幼稚園課】	平成28年度の制度改正に伴い事業着手が必要であり、年 度内に事業が完了しないため。	2,484
児童扶養手当システム構築事業 【こども政策課】	平成28年度の制度改正に伴い事業着手が必要であり、年 度内に事業が完了しないため。	25,225
山麓線整備事業【道路交通課】	工事に伴う関係機関との協議調整に時間を要し、年度内 に事業が完了しないため。	46,840
阪急茨木市駅西口 駅前周辺整備事業 【市街地新生課】	駅前広場の利用検討にあたり、関係機関等との協議調整 に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	9,080
鉄道施設耐震補強 補助事業 【道路交通課】	国庫補助金の採択時期が遅くなったことに伴い、事業着 手時期が変更となったことから、年度内に事業が完了し ないため。	4,550

	事業	内 容 等	事業費
	小学校営繕事業 (補助分) 【施設課】	国の補助金を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。 工事費(白川小、西小、西河原小、葦原小)	202,186
	中学校営繕事業 (補助分) 【施設課】	国の補助金を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。 工事費(南中、東雲中、北陵中、太田中)	337,943
	私立幼稚園就園奨 励費補助金システ ム改修事業 【保育幼稚園課】	平成28年度の制度改正に伴い事業着手が必要であり、年 度内に事業が完了しないため。	4,877
	地方創生加速化交付金活用事業 【交付金:政策企画課】	国の交付金を活用する事業で、事業実施に時間を要し、 年度内に事業が完了しないため。	81,172
信	· 長務負担行為		△ 104,070
	通学路見守り用力 メラ設置事業 【危機管理課】	契約確定に伴い、債務負担行為の限度額を変更する。 [期 間] 平成27年度〜平成33年度 [限度額] 180,000千円 ⇒ 75,930千円	$\triangle 104,\!070$
	私立保育所等建設 補助事業 【保育幼稚園課】	事業期間の延長に伴い、債務負担行為の期間を変更する。 [期 間] 平成28年度 ⇒ 平成28年度~平成29年度 [限度額] 641,673千円	_

(7)特別会計等

事業	内 容 等	(単位:千円) 事業費			
特別会計等					
財産区特別会計 (補正第1号) 【総務課】	大字桑原財産区の処分に伴う交付金など [歳入]財産区財産売払収入 1,719 [歳出]財産区交付金 1,376 繰出金 343	1,719			
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	過年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の増など [歳入] 国庫支出金 △3,409 府支出金 43,595 前期高齢者交付金 △84,709 繰入金 88,092 繰越金 145,875 [歳出] 総務費 △11,936 後期高齢者支援金等 5,736 前期高齢者納付金等 338 介護納付金 △2,918 保健事業費 △31,016 諸支出金 229,240	189,444			
後期高齢者医療 事業特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の減に伴う広域連合納付金の減など [歳入] 後期高齢者医療保険料 △47,009 繰入金 △22,657 諸収入 982 [歳出] 総務費 △28,684 後期高齢者医療広域連合納付金 △40,000	△ 68,684			
介護保険事業 特別会計 (補正第2号) 【介護保険課】	保険給付費の減及び基金積立金の増など [歳入] 介護保険料 △33,135 国庫支出金 △97,522 支払基金交付金 △37,408 府支出金 △12,670 繰入金 △5,099 繰越金 39,499 諸収入 70 [歳出] 総務費 △12,454 要介護認定費 △5,588 保険給付費 △134,202 地域支援事業費 △46,692 甚金積立金 83,171 諸支出金 △30,500	\triangle 146,265			
下水道等事業会計 (補正第2号) 【下水道総務課、下水 道施設課】	【収益的収支】流域下水道精算返戻金の増など (収入) 39,469 (支出) 30,748 【資本的収支】工事費の減など (収入)△821,805 (支出)△699,924 【特例的収支】打切決算に伴う下水道使用料の増など (収入) 431,533 (支出)△ 2,000	△ 671,176			
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】分担金の増や職員給与費の減など (収入) 40,600 (支出) △40,300 【資本的収支】工事負担金の減や設備改良費の減など (収入) △81,590 (支出) △140,337	△ 180,637			

平成27年度 地方創生加速化交付金事業

事業		事業	事業概要	事業費 (千円)	
いばらき×チャレンジ応援プロジェクト					
	1	提案公募型公益活動支援事業 補助金 【政策企画課】	提案公募型補助金制度の新たなメニューとして、学生が主体と なって実施する地域の魅力づくりや課題解決を図る事業への支援 を行う。	900	
	2	連携マッチングボードの作成 【政策企画課】	市民・大学・行政の出会い及び交流を促進するためのマッチング ボードを市ホームページに作成する。	1, 728	
	3	産学連携交流サロンの開設 【商工労政課】	大学と事業者との交流の機会を創出する場として、「産学連携交 流サロン」を開設する。	970	
	4	産学連携スタートアップ支援 事業 【商工労政課】	市内大学等と新技術や新製品または新サービスの研究開発、技術革新などを行う市内中小企業者等に支援を行う。	12, 000	
	5	創業支援事業 【商工労政課】	市内で創業する個人等に対し、改装工事費・テナント賃借料に係る費用の一部を助成する。	9, 903	
	6	チャレンジ応援事業 (小売店 舗改築事業) 【商工労政課】	商店街・中心市街地において、小売業・飲食店を営もうとする者 が所有又は賃貸借する小売店舗の改築(改装)工事費に係る費用 の一部を助成する。	4, 000	
		小 計 (A)		29, 501	
いばらきシニアの居場所と出番創出プロジェクト					
	1	の養成	高齢者がいきいきと活躍する拠点となる「高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき」を高齢者等の団体で組織する「シニアネットワークいばらき」が指定管理者として運営するほか、高齢者が社会貢献等の事業を立ち上げる際に要する経費等を補助する。	32, 100	
	2	地域における高齢者支え合い ネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域における高齢者の支え合い体制づくりを進めるため、タブレットパソコンを活用し、小学校区内の高齢者と地区福祉委員会などの地域団体や医療機関、民間事業者等をメールやアプリでつなぐネットワークを構築する。	1, 109	
	3	高齢者の居場所提供 【高齢者支援課】	高齢者の様々な活躍や交流を促進するため、老人クラブ等の自ら が高齢者の居場所を提供する「いきいき交流広場」の開設や運営 を支援する。	18, 462	
		小 計 (B)		51, 671	
合 計 (C)((A) + (B))			81, 172		
交 付 金 額 (D)			80, 000		
	市	負 担 ((C) - (D))		1, 172	